

令和8年度第6回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時、場所

日時 令和8年8月27日（木） 午後3時15分～午後3時30分

場所 あわぎんホール4F 会議室3・4 （徳島市藍場町2丁目14番地）

2 出席者

（公益委員） 竹原委員 段野委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員） 辰巳委員 中川委員 三木委員 南委員 横井委員

（使側委員） 藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員

3 主要議題

（1）特定最低賃金改正の必要性に係る各専門部会報告、答申について

（2）特定最低賃金改正の必要性に係る金額改正諮問について

（3）その他

4 議事

○事務局（賃金室長）

定刻となりましたので、段野会長、会の進行をお願いいたします。

○段野会長

皆様、おまたせしました。

特賃合同専門部会委員の皆様は、引き続きのご審議、お疲れ様です。

それでは令和8年度第6回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。

事務局は本日の委員の出席、公開状況について報告をお願いします。

○事務局（賃金室長）

本審議会の成立には、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員総数の3分の2である10名以上の出席、または公労使委員の各3分の1である2名以上の出席が必要となつて

おります。

本日は13名の委員が出席しており、審議会は成立していることを報告します

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき、公開しており、3名の傍聴があります。傍聴人は、注意事項の遵守をお願いします。

以上です。

○段野会長

それでは、早速ですが議題に入りたいと思います。

事務局は説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

事務局より概要説明をさせていただきます。

徳島では「造作材」、「一般機械」及び「電気機械」3つの特賃が設定されており、今年度は、「一般機械」及び「電気機械」において特賃改正の申し出がありました。

特賃の改正に関しては「改正の必要性に関する審議」と「改正金額に関する審議」と2段階での審議が必要であるところですが、第1回本審において、特賃改正に関する審議は、専門部会を設置し、ここで審議する旨の決議をいただいております、先ほど開催しました特賃合同専門部会において、「一般機械」と「電気機械」のいずれの特賃に関しても、全会一致により「改正の必要性あり」との結論をいただきました。

従いまして、第1回本審において決議された「申し合わせ事項」に基づき、最低賃金審議会令第6条第5項の規定が適用され、専門部会の決議をもって本審の決議となります。

よって、各部会において、報告を作成し、答申文まで確認していただきました。

お手元の配布資料として部会報告と答申文の写しをお配りしております。

以上になります。

○段野会長

それでは徳島労働局長に、答申文をお渡ししたいと思います。

事務局は誘導をお願いします。

(会長から労働局長に答申文を手交)

○段野会長

事務局は答申後の手続について説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

ただいま、一般機械と電気機械の特賃につきまして、改正の必要性があるとの答申をいただきました。

このため、引き続いて、この2つの特賃に関する改正金額についての調査審議を行うよう、徳島労働局長から諮問を行います。

段野会長と亀井局長は中央にお進みください。

(労働局長から会長に諮問文を手交)

○段野会長

ただいま、亀井局長より2つの特定最低賃金額の改正について諮問文を受け取りました。

事務局は一般機械の諮問文について代読をお願いします。

○事務局（労働基準部長）

代読いたします。

徳労発基0827第1号 令和8年8月27日

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野聡子 殿

徳島労働局長 亀井崇

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年徳

島労働局最低賃金公示第2号)

以上です。

○段野会長

ありがとうございます。

事務局は、金額改正審議についての手続きや日程等について説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

ただいま、金額改正の諮問が行われましたので、最低賃金法第25条第5項に基づき、本日付で関係労使からの意見を聴取するための公示を行います。

金額改正の審議は、特定最低賃金専門部会ごとに行います。

先に開催されました合同専門部会で日程調整をしておりますので、ご報告いたします。

「一般機械」は、第2回が10月1日13時30分から、第3回が10月5日13時30分からとなっております。

「電気機械」は、第2回が10月2日13時30分から、第3回が10月13日13時30分からとなっております。

なお、それぞれ第3回まで専門部会を予定しておりますが、第3回までに改正金額が決まらなければ、審議日程の調整を行い、継続審議となります。

各専門部会の会場は、事務局よりメールにて開催案内通知をお送りさせていただきますのでご確認をお願いします。

なお、特定最低賃金につきましては、例年12月21日の発効を目指して、10月23日までは答申をいただいていたところです。

今年度は祝祭日の関係で10月23日に答申をいただいた場合、最短で12月24日発効となりますのでご承知おきいただければと存じます。

また、特定最低賃金の審議につきましては、全会一致が基本ですので、労・使双方のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

なお、最低賃金審議会令第6条第5項に基づきまして、「専門部会で全会一致の議決が行われたときには、その議決をもって審議会の議決とし、本審を開催することなく、専門部会において答申を行う」ことが、第1回本審において決議されております。

このため、全会一致で改正金額が決定しますと、本審を開催することなく答申が行われることとなります。

全会一致とならず採決によって専門部会報告を取りまとめた場合には、本審を開催し、審議を行っていただくこととなります。

本審の開催が必要となった場合には、改めて各委員のご予定を調整させていただいた上で本審を開催する日をご案内させていただきたいと考えています。

特賃金額改正の説明については以上になります。

○段野会長

ありがとうございます。

それでは、最後の議題「その他」に移りたいと思いますが、委員の皆さん、何かご意見等はございますか。

(委員から「意見なし」の声)

○段野会長

ありがとうございます。

事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（賃金室長）

伝達事項が1点ございます。

実地視察に関することですが、今年度は電気機械の特賃が適用される事業場を視察対象とすることを第1回本審で決議いただきましたので、先程、専門部会委員の皆様にもお伝えし、了承いただきました。

対象事業場の意向によっては人数制限がされることも予想されますが、その場合は電気機械専門部会委員を優先したいと考えていますのでご了承いただきますようお願いいたします。

本日、特賃改正の必要性に係る答申をいただいたことに関し、労働局長より一言、お礼を申し上げます。

○亀井労働局長

お礼とお願いを申し上げます。

本日、2つの特定最低賃金に係る「改正の必要性」につきまして、各専門部会でご審議の上、いずれも必要性有りとの答申をいただき、誠にありがとうございました。

先ほど「金額改正」の諮問を行わせていただきましたので、委員の皆様には、引き続き、そのご審議をお願いすることとなります。

つい先日、地域別最低賃金に関して、難しいご審議の末、答申をいただいたばかりですが、すぐに調査審議をお願いすることとなり、恐縮ではございますが、特定最低賃金についても、全国的な人手不足感の高まり等々から、その存在感が高まっているところで、よろしくお願いいたします。

事務局として、本審、各専門部会の円滑な運営に努めてまいりますので、ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、お礼とお願いでございました。

○段野会長

ありがとうございました。

他にご意見、ご質問はございませんか。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会は閉会いたします。

皆様、本日は長時間のご審議、本当にお疲れさまでした。

(閉会)